みんぱくリポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnol

台湾原住民のアイデンティティ: 蒋斌(Chiang Bien)報告に対するコメント

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2009-04-28
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 野林, 厚志
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00001717

台湾原住民のアイデンティティ 蒋斌 (Chiang Bien) 報告に対するコメント

野林 厚志

はじめに

蒋斌氏の発表は台湾原住民が1980年代以降,展開してきた「原住民運動」の歴史的な背景を手際よく簡潔にまとめたものである。本シンポジウムで発表された大陸側とはその状況が異なるといってよい台湾側での少数民族と多数派との相互作用の概観を知るためには適当な論考だと言ってよい。一方で、解説があまりにも長期間かつ多くの事象の紹介に及んでいるために、個々の問題のより具体的な背景や事実、そして、それらがはらむ問題点などが必ずしも明瞭となっていない。こうした点については、すでにいくつかの先行研究もあり、また今後もこうした問題に関連した研究が行なわれていくことは十分考えられる。

蒋氏の発表で、気になるところがあるとすれば、それは彼が基本的には原住民という一つのまとまりで論考を進めている点にある。発表論文中では、Ami と Puyuma が平地に住む原住民として漢民族との接触が比較的早かったこと、西部平原地域での平埔族の形成に関しては言及されている。しかしながら、おおむね「原住民」とはほぼ同じような歩みをたどってきたという印象を与えかねない記述となっている。 蒋氏自身は Barth や Comaroff の理論的な背景を冒頭で意識していると述べているが、内容的には多数派と少数派との相互関係にとどまったものとなっており、原住民間での民族間関係やそれらが生じた背景についてはほとんど触れられていいない。このコメントで、そうした問題を網羅的に補うのは不可能であるが、少なくとも原住民のもつアイデンティティが一枚岩的なものではないことについては、若干の解説を試みるものとする。

日本統治時代に行なわれた民族分類

厳密な意味での「台湾」という単位は、日本統治時代以降から現在にいたるまでの100年間に間で意識されてきたといってよいであろう。 オランダ、スペイン、鄭氏政権による統治は台湾北部の淡水地域から南部安平一体の開発と支配とにとどまっていたことは歴史的な事実である。清朝時代には大量の漢民族の移住によって、以前にくらべてその統治体勢は整ったとはいえ、中央山脈や、いわゆる「後山」とよばれる山脈東部の地域は清朝統治の射程には必ずしも入っていなかった。こうした状況からは「台湾」というアイデンティティが生まれるとは到底考えることはできないであろう。すなわち、漢族入

植者にとっては、台湾は文字通りの植民地であり、オランダやスペインにとっては貿易の中継地であったことは考えるに易い。

現在、原住民とよばれている人々の祖先集団に当たる人々は、交通の不便さや長期に わたる漢族や平埔族そして、他の原住民集団との複雑な利害関係のために、その大半が 「部落主義」、すなわち集落の境界が政治や経済の活動の主要な範囲であったと考えて よい。大陸側の文献で我々が一般に目にする「~社」という呼称が、大半の原住民の所 属先を示すものであることからも、原住民当事者ならびに為政者側が居住地をこえた大 きなまとまりが生まれるような状況ではなかったことがうかがえる。一方で、清朝時代 の「通事」がこうした社を複数受け持っていたことは注目に値する。社や集落の間をつ なぐ糸はこの時代にすでに為政者側から提供されていたのである。

本格的に台湾統治にのりだした日本の植民地政府は、通称「旧慣調査」を広範に行い、原住民の社会を掌握することによって、効果的な統治を進めていった。ここで登場するのが、原住民各集団の分類という作業である。日本の領台初期にはすでに東京大学には人類学教室が設置されており、人類学という学問分野はすでに日本に導入されていた。当時の人類学とは、「人類集団を科学的に分類する」ための学問領域であり、身体的特徴、言語、社会組織や慣習といったものの差異によって、集団の分類が試みられていった。また、必ずしも分類を行なったのは人類学者ばかりではなく、総督府の進めた旧慣調査にたずさわった人々も、原住民の分類という作業化に関わっていったのである(表1)。もちろん、諸民族の分類は学術上の目的から出発してはいるが、それはそのまま統治上の分類に転換されていった。

原住民であることの意味

分類が後に影響を及ぼすのが、それが戸籍という統治者側の制度と結びついたためである。これは個がある特定の集団の中に組み入れられたということを意味している。原住民の場合は個別の民族集団ではなく、原住民というくくりの中に含まれることとなった。日本統治時代にその区別は行政地区の違いによって明確にされていた。Ami および Puyuma 以外の原住民は山地行政特別区にその戸籍をもつものとされ、Ami と Puyuma は 平地特別行政区に居住する原住民としての扱いを受けることとなった。 植民地政府は後に高砂族という呼称を山地特別行政区および平地特別行政区に住む原住民に対して、付与することになる(小林 1997: 59-63)。

戸籍を日本時代にどの地区にもっていたかは、第二次大戦後の中華民国政府の統治下における原住民の位置づけに大きく影響を与えることとなった。それは、個々人が原住民であるということの条件に、本人もしくはその直系の親族が日本時代に山地もしくは平地の特別行政地区に原籍をもっていることが主要な条件とされたためである。また、

ここで注目すべき点は、原住民であるということを放棄できる法令が1991年に出されているという点である。1991年にそれまでの「台湾省山胞身分認定標準」を改訂して制定された、「山胞身分認定標準」では、当時「山胞」よばれていた原住民であるという状態を法的には喪失することが可能となっている(原 2001:303)。つまり、この時点で、台湾においては自らが原住民であるというアイデンティティをもたない限り、制度的な面では原住民である必要はないということである。

一方で、日本統治時代に戸籍を特別行政地区にもたないために、集団として原住民であることを認められなかった平埔族側からは、原住民認定の申し立てがしばしば生じている。その申し立ての方法は、特定の民族集団単位で原住民への帰属を要求するといった方法がとられ、特に歴史史料の記述や固有の言語の存在などが、原住民であることを示す証拠となる場合が多い。こうした背景には、原住民という身分に付随する様々な権益等の問題が密接に関わりあっていることも事実である。興味深いのは、「身分標準」やそれの後を引き継ぐ形で法制化された「身分法」が、個人レベルで原住民であるか否かを規定している一方で、平埔族の原住民への帰属化が集団レベルで行なわれようとしている点である。原住民であることが、個人の問題であるのか集団の問題であるのかということは、台湾において原住民であるということが、ある種の資格として扱われていることから生じる現象といってもよいかもしれない。

まとめ

今後、おそらく平埔族側から原住民への帰属をもとめる申し立てが増加することは十分に予測される。それに応じて、原住民となる集団の数も増加していくであろう。その場合、現行の身分法による日本時代の戸籍をもとにした原住民の認定は部分的に修正せざるをえない状況も生じることは確かである。個と集団の両方のレベルで原住民とは何か、そしてそれぞれの民族集団とは何かという問題を再考していく必要があるだろう。

参考文献

原英子

2001 「台湾「原住民身分」の法的変遷概観――戦後編」日本順益台湾原住民研究会編『台湾原住民研究慨覧――日本からの視点』風響社。

小林岳二

1997 「台湾原住民族」,模索していく民族像」『PRIME』6,明治学院大学国際平和研究所。 日本順益台湾原住民研究会編

2001 『台湾原住民研究慨覧——日本からの視点』風響社。

2001:10 より) 台湾原住民の分類及び民族名称の変遷一覧(日本順益台湾原住民研究会 表1

一般	-8661	泰雅 太魯閣	賽夏	布農	韓		魯凱	排彎	卑南	阿美	達悟	忠	
台北市	$1997 \sim 1$	泰雅 賽徳克	賽夏	布農	鰺		魯凱	排彎	車南	阿美	華	忠	
KMD	1945~	泰雅	賽夏	布農	100		魯凱	排彎	車庫	阿美	雅美		
鹿野忠雄	1941	タイヤル亜族 セデック亜族	サイセット	ブヌン	北ツワウ亜族 南ツワウ亜族			パイワン亜族 ルカイ亜族 スカロカロ亜族	ピウマ	73	#\ 4		
原語伝説	1935	アタヤルセテック	サイシャット	ブメン	カナカナブ サアロア		ルカイ	パイワン	727	7 =	/// 4		
系統所属	1935	アタヤル	さいせっと サインヤット	ブメン	ツォウ		ルカイ	パイワン	パナパナヤン	パングツァハ	<i>''</i> 4		VEV.
蕃族慣習	1915~1922	たいやる	さいおっと		そう			ばいわぬ		あみす			(4) 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
蕃族調査	1913~1920	太幺タイヤル 紗績セザク	獅殼	计雅	#10			排彙	申南	阿眉			0.0
蕃社戸口	1913	ルチトを	サイセット		ツォウ			パイワン		73	***************************************		
森丑之助	1912/1917	ルチトを		ブメン	ツォウ			パイワン		73	11/4 4		
蕃務本署	1911	Taiyal	Saisett	Bunun	Tsuou	Tsarisen		Paiwan	Piyuma	Ami	Yami		
鳥居龍蔵	1910	タイヤル		ブヌン	新高(二/クカ)			パイワン	ピウマ (卑南ピラ4)	阿眉 (アミ)	()* W)* W· (7)	44	
頻工工工	1900	7914N A14N		ヴォヌム	ツオオ	ツアリセン		スパヨワン	727	アニス			
分類者	年代							族別					

資料出典:伊能嘉鉅·栗野傳之丞 1900 [台湾藩人事情』台北:台湾総督府民政郎文書觀。 鳥居龍藏 1976 「人類学研究・台湾の原住民(一)序論」[鳥居龍藏全集』5:4-13, 東京:朝日出版社。 Government of Formosa 1911 Report on the Control of the Aborigines in Formosa, Taihoku: Bureau of Aboriginal Affaires. 森丑之助 1912 [台湾藩族志] 1, 台北:路棒台湾阳帽調查会。 台湾総督府 1913 [藩社戸口] 台北:路棒台湾阳帽調查会。 台湾総督府 1915 [香港族南查報告書』台北:路棒台湾旧價調查会。 在山礫百 1915-22 [蕃族蘭至報告書』台北:路時台湾旧傳調查会。 小島由道他 1915-22 [蕃族蘭至爾全書)台北:路時台湾旧傳調查会。 各川子立藏,宮本远人,馬湖東一 1935 [台湾高砂族系統所屬の研究』台北:台北帝国大学士俗人種学研究室。 台北帝国大学言語学研究室 1935 [原語による台湾高砂族伝說集』東京:刀江書院。 鹿野忠雄 1941 [台湾原住民分類に対する一思案] 『民族学研究』7(1):1-32。(亜族以下を略す)

KMD:中華民国国民党政府に属す公的な省県郷役所など 台北市:台北市政府に属す原住民事務委員会による 一般:学界及び民間の新聞雑誌などで一般に用いられている分類